

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」

和歌山県大会実施要領

1 主 催

和歌山地方法務局、和歌山県人権擁護委員連合会

2 後 援

和歌山県教育委員会

NHK和歌山放送局

株式会社テレビ和歌山

株式会社産経新聞大阪本社

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とします。

4 応 募 規 定

(1) 対象

和歌山県内の中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び外国人学校（以下「中学校等」という。）に在学する生徒（外国人学校は在学する者で中学生に準ずる生徒）

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープ等で作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文（※）とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象となりません。

また、作品には必ず学校名、学年、氏名（ふりがな）及び題名を明記して

ください。

※「墨字」は点字を文字にしたもの。「反訳文」は録音テープを文字に起こしたもの。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

5 応募方法

応募する中学校等は令和6年9月11日（水）（必着）までに、別添「中学生人権作文送付票」を添えて、中学校等の所在地に応じて、以下の「◎送付先」の和歌山地方法務局人権擁護課（以下「本局」という。）又は各支局宛てに送付してください。

なお、応募に当たっては、生徒から提出のあった作品のうち、特に優秀であると中学校等が推薦する作品のみを送付いただいて差し支えありません。

◎ 送付先

- 〒640-8552 和歌山市二番丁3番地
和歌山地方法務局人権擁護課 Tel (073) 422-5164
(管轄市町村：和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市、有田市、湯浅町、広川町、有田川町)
- 〒648-0072 橋本市東家五丁目2番2号
和歌山地方法務局橋本支局 Tel (0736) 32-0206
(管轄市町村：橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町)
- 〒646-0023 田辺市文里一丁目11番9号
和歌山地方法務局田辺支局 Tel (0739) 22-0698
(管轄市町村：田辺市、白浜町、すさみ町、上富田町、みなべ町)
- 〒644-0002 御坊市藺369番地6
和歌山地方法務局御坊支局 Tel (0738) 22-0335
(管轄市町村：御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町)
- 〒647-0043 新宮市緑ヶ丘三丁目2番64号
和歌山地方法務局新宮支局 Tel (0735) 22-2757
(管轄市町村：新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町)

6 審 査

本局又は各支局に応募のあった作品は、和歌山県大会（以下「県大会」という。）予選として各応募先において審査し、県大会へ推薦する代表作品を決定します。

本局又は各支局から県大会へ推薦された代表作品の中から、県大会の入賞作品を審査によって決定します。

○ 県大会審査員（予定）

和歌山地方法務局長（審査員長）

和歌山地方法務局人権擁護課長

和歌山県人権擁護委員連合会長

和歌山県子ども人権委員会委員長

和歌山県人権擁護委員連合会長から推薦された人権擁護委員 2 名

和歌山県教育長から推薦された者

NHK和歌山放送局から推薦された者

株式会社テレビ和歌山から推薦された者

株式会社産経新聞社大阪本社から推薦された者

7 入 賞 発 表

令和 6 年 1 1 月中

8 表 彰（予定）

最 優 秀 賞（2 編）

和 歌 山 地 方 法 務 局 長 賞（1 編）

和歌山県人権擁護委員連合会長賞（1 編）

特 別 賞

NHK和歌山放送局賞（1 編）

テ レ ビ 和 歌 山 賞（1 編）

産 経 新 聞 社 賞（1 編）

優 秀 賞（4 編以内）

奨 励 賞（若干編）

最優秀作品の 1 編ないし 2 編を、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「第 4 3 回全国中学生人権作文コンテスト」の中央大会に推薦します。

9 表 彰 式（予定）

「第76回人権週間」行事「人権のつどい」（日程：令和6年12月7日）において、最優秀賞及び特別賞受賞者に対する表彰式を実施し、各賞受賞者に対して表彰状及び副賞を贈呈するとともに、受賞者による作文の朗読を予定しています。

また、応募者全員に対して参加賞を贈呈します。

10 そ の 他

- (1) 応募作品は、返却しません。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限ります。
- (3) 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (5) 県大会の入賞作品については、応募者の学校名、学年及び氏名（下記(8)の場合を除く。）並びに応募作品の題名及び作品内容を一般に公表します（人権作品集の発行、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関への公表及びこれに基づく報道、和歌山地方法務局ホームページへの掲載。）。また、地方公共団体の広報誌や人権啓発教材などへの転載を認めます。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

- (6) 県大会への推薦前に必ず、本人及び保護者に対し、公表につき承諾を得るものとします。
- (7) 中央大会への推薦作品については、法務省が応募者の学校名、学年及び氏名（下記(8)の場合を除く。）並びに応募作品の題名を公表するとともに、法務事務次官賞以上の受賞作品については法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表します。また、その他の推薦作品の内容についても、公表することがあります。さらに、当該公表作品について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがあります。
- (8) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とすることができます。
- (9) 上記(5)及び(7)により、和歌山地方法務局ホームページ又は法務省ホームページへ作文が掲載された後、当該掲載を望まなくなった場合は、本局宛てにその旨を申し出てください。